

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

本件見積合わせに参加を希望する者は、本書記載事項、契約書（請書）案、広島法務局オープンカウンター方式実施要領を熟知の上、見積書を提出すること。

なお、本件は、電子調達システム（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>）を利用することができる案件である。

おって、本書に従い提出する書類（誓約書、納入物品一覧表、同等品確認申請書、委任状、見積書、見積内訳書など）について、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支えないものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

支出負担行為担当官

広島法務局長 江口 幹太

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名
平机（9 台）及びワゴン（13 台）購入契約
- (2) 契約内容
契約書（案）及び仕様書のとおり
- (3) 履行期限
別添仕様書のとおり
- (4) 納入場所
別添仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合

に該当する。

(2) 令和 7・8・9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、A、B、C 又は D 等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為をする者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為をする者

(ロ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をする者

(ハ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為をする者

(ニ) その他前各号に準ずる行為をする者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒730-8536

広島市中区上八丁堀 6 番 30 号

広島合同庁舎 3 号館 3 階 広島法務局会計課用度係(担当 木村)

電話：082-228-5205

メールアドレス：y-kimura8pd@moj.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

本公示日から令和7年12月11日（木）まで、上記3の場所及び電子調達システムにおいて行う（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで）。

5 仕様等に関する質問について

別添1の要領によること。

6 事前の提出書類

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を各1部提出すること。

ア 令和7・8・9年度法務省競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 誓約書（別添2様式）

なお、本誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合は、その者が提出した見積書を無効とする。

ウ 納入物品一覧表（別添3様式）

(2) 提出期限

令和7年12月11日（木）午後5時00分

(3) 提出方法及び提出場所

前記3の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限必着とする。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による。）

ウ 電子メール

※事前提出書類は、電子調達システムにより提出することができないため留意すること。

7 同等品確認申請

(1) 提出書類

仕様書別紙1「調達物品一覧」の参考製品欄に記載のない製品を納入しようとする者は、以下に掲げる書類を各一部提出すること（書類等の作成に要する費用は、申請する者の負担とする。）。

ア 同等品確認申請書（別添４様式）

イ 納入しようとする製品が仕様書別紙１「調達物品一覧表」に記載の仕様を満たすことを証する書面（カタログ等の写し）

(2) 確認申請期間

本公示日から令和７年１２月５日（金）までの午前９時００分から午後５時００分まで（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）

(3) 確認申請方法及び確認申請場所

前記３の場所に、前記(1)の書類を以下のいずれかの方法により提出すること。

ア 持参

イ 電子メール

※電子メールにより提出した場合は、電話等により到達確認を行うこと。

(4) 同等品確認申請の結果の通知

同等品確認申請書により確認を求められた製品が仕様書の参考製品欄に記載の製品と同等であると認められるか否かの審査は、随時行うものとし、その結果は、申請日から３日以内に適宜の方法で通知する。

なお、同等品確認申請の結果については、申請者にのみ回答する。

8 見積書の提出期限、提出方法及び提出場所

(1) 提出期限及び提出場所

令和７年１２月１１日（木）午後５時００分

前記３の場所又は電子調達システム

(2) 提出方法

前記３の場所に、以下のいずれかの方法により提出することとし、提出期限必着とする。

なお、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

おって、法人の代表者本人以外の者が見積書を作成するときは、委任状（別添５様式）を提出すること。

ア 持参

イ 郵送（簡易書留郵便等記録が残る方法による。）

ア又はイの方法で提出する場合、見積書は、封筒に入れて封印の上、提出することとし、見積書を入れた封筒の表面には、必ず、見積件名（「平机（９台）及びワゴン（１３台）購入契約」）及び見積者名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書きすること。

ウ 電子メール

件名は「平机（９台）及びワゴン（１３台）購入契約の見積書」とすること。

エ 電子調達システム

(3) 見積合わせの日時

令和７年１２月１２日（金） 午前１０時００分

見積合わせは、非公開で実施する。

- (4) 見積書に記載する見積価格及び電子調達システム上に入力する見積金額
広島法務局オープンカウンター方式実施要領第4条のとおりとする。ただし、本件においては、同条に定めるもののほか、以下のとおり取り扱うこと。

ア 電子調達システム以外で参加する者

見積書は、見積書記載例（別添6様式）を参考として、仕様書別紙1の調達物品ごとの金額及び仕様書別紙2の引取物品の回収及び廃棄等の費用を記載し、消費税及び地方消費税を含めた総価を記載すること。

なお、仕様書7(2)において、納入に要する諸経費は、納入者の負担としていることから、当該諸経費を計上することがないように留意すること。

イ 電子調達システムにより参加する者

電子調達システム上に入力する見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない総価とすること。また、見積内訳書（別添7様式）を添付すること。

- (5) 見積りの無効

広島法務局オープンカウンター方式実施要領第6条のとおりとする。

また、本件においては、以下の各製品以外の製品を納入物品一覧表（別添3様式）に記載している者が提出した見積書も無効とする。

ア 仕様書の参考製品欄に記載の製品

イ 前記7の同等品確認申請により、同等品であると認められた製品

9 契約の相手方の決定

広島法務局オープンカウンター方式実施要領第7条のとおりとする。

10 契約の締結

広島法務局オープンカウンター方式実施要領第8条のとおりとする。

本件において、契約の相手方となった者は、別添様式による契約書を取り交わすものとする。

11 その他

- (1) 本件については、契約保証金を免除する。

- (2) 見積合わせ参加者は、契約の有無にかかわらず、見積合わせ参加に要する一切の費用を負担する。

- (3) 本件調達では、電子調達システムで見積合わせまでの手続を行い、契約事務等（契約の締結、請求等）については、受注者と協議の上、電子調達システム使用の有無を決定する。

- (4) 見積合わせ参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行

動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

仕様に関する質問要領

1 質問期限

令和 7 年 1 2 月 9 日（火）午後 5 時 0 0 分まで

2 質問方法

- (1) 別添「質問書」による。
- (2) 質問は、原則として一問一答式とし、質問内容は簡潔にまとめること。
- (3) 質問書によるものか否か判別困難な場合には、電話にて確認して差し支えない。

3 提出場所

〒 7 3 0 - 8 5 3 6

広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号

広島法務局会計課用度係 木村

電 話 0 8 2 - 2 2 8 - 5 2 0 5

メール y-kimura8pd@moj.go.jp

4 質問書の提出方法

持参、郵送又はメールによる（期限必着）。ただし、郵送又はメールにより提出した場合には、必ず、到着確認を行うこと。

別添 1 の別添

質 問 書

令和 年 月 日

住所・所在地

氏名・会社名

担当者

電話

F A X

番号	区 分	該当ページ	質 問 事 項（簡潔に）
1	仕様書 1 (1)	〇〇ページ	「〇〇〇〇」について・・・・・・・・

誓 約 書

☐ 私☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

広島法務局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

印

担当者氏名

連絡先

※ 添付書類：役員等名簿

（注）担当者氏名及び連絡先を記入した場合は、代表者印の押印省略可

役員等名簿

法人（個人）名：
所 在 地：

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女
	()	T	男
		S 年 月 日	・
	()	H	女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

納 入 物 品 一 覧

貴局発注の案件「平机（9 台）及びワゴン（1 3 台）購入契約」について、私（当社）が契約の相手方となったときは、以下の各商品を納入します。

仕様書別紙 1 の 調達物品の種別	数	メーカー	商品名	型番	該当するいずれかの欄 に「○」を記入する。	
					仕様書別紙 1 の 参考製品	公示項番 7 の確 認申請に合格し た商品
(記載例) ワゴン 1	1	コクヨ	B S + デ ス ク シ ス テ ム	SD - BSN 4 6 C 3 F 1 1 N 5	○	
平机	9					
ワゴン 1	7					
ワゴン 2	6					

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島法務局長 江口 幹太 殿

本 店 又 は 住 所

商 号 又 は 名 称

代表者資格・氏名 (印)

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

問合せ先担当者

部 署

氏 名

連絡先

同等品確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島法務局長 江 口 幹 太 殿

本店又は住所

商号又は名称

代表者資格・氏名

印

貴局発注の案件「平机（9 台）及びワゴン（13 台）購入契約」について、下記の商品を購入したいので、仕様書別紙 1「調達物品一覧表」の仕様を満たす平机又はワゴンとして認められるか確認願いたく、オープンカウンター方式による見積依頼の公示 7 (1)イに定める書類を添えて申請します。

記

仕様書別紙 1 の 調達物品の種別	メーカー	製品名	型番
平机			
ワゴン 1			
ワゴン 2			

問合せ先

部 署

担当者

電 話

F A X

（注）担当者氏名及び連絡先を記入した場合は、代表者印の押印省略可

(代表者→代理人)

委 任 状

広島法務局長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を「平机（9台）及びワゴン（13台）購入契約」に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 代金請求及び領収に関する件
- 4 復代理人選任の件
- 5 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者	所 在 地
	名 称
	代表者氏名

(印)

受任者 住所・連絡先
氏名

代理人
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

(代理人→復代理人)

委 任 状

広島法務局長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を「平机（9台）及びワゴン（13台）購入契約」に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者 所 在 地
名 称
代表者氏名

受 任 者 住 所
氏 名

(印)

復 代 理 人 住 所・連絡先
氏 名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

見 積 書 記 載 例

※様式は、各社所定の様式でも構いませんが、件名（名称）と見積内容は、本書記載例を参考に記載してください。

発行日 年 月 日

広島法務局 御中

広島県〇〇市〇〇区〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇

担当者 〇〇
連絡先 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

名称 「平机（9台）及びワゴン（13台）購入契約」

下記のとおり、見積りいたします。

品名	数量	単位	単価	金額
コクヨ B S + デスクシステム / S D - B S N 1 6 8 L F 1 1	9	台	100,000	900,000
コクヨ B S + デスクシステム / S D - B S N 4 6 C 3 F 1 1 N 5	7	台	70,000	490,000
コクヨ B S + デスクシステム / S D - B S N 4 6 A 2 F 1 1 N 5	6	台	70,000	420,000
引取物品の引取り、廃棄に関する諸経費	1	式	150,000	150,000
小計				1,960,000
消費税				196,000
合計				2,156,000

※担当者氏名及び連絡先を記載した場合は、押印不要です。

見 積 内 訳 書

※本書は、電子調達システムにより参加する者が提出する書面である。

件名 平机（9 台）及びワゴン（13 台）購入契約

※いずれの金額も消費税及び地方消費税の額を含まない

1 納入する平机及びワゴンの単価等

仕様書別紙 1 の調達物品の種別	数量	単価（円）	金額（円） ※数量×単価
平机	9		
ワゴン 1	7		
ワゴン 2	6		
合計（A）			

2 引取物品の廃棄費用等

仕様書別紙 2 「引取り物品一覧表」に記載の平机等の回収及び廃棄等の費用（B）	金額（円）

3 総計

総計 合計（A）＋合計（B）	金額（円）

※この欄の金額が電子調達システム入力金額と一致すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島法務局長 江口 幹太 殿

商号又は名称

代表者資格・氏名

(印)

又は代理人氏名

(印)

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者 氏 名

連絡先